

## 平成25年度4月期 工事契約制度の見直しについて

### 1 現場代理人の常駐義務の更なる緩和について【試行導入】

平成24年4月1日から、条件付きで現場代理人の常駐義務の緩和を運用してきましたが、受注者の負担を軽減し、より円滑な工事執行を図る等のため、平成25年4月1日から、次のとおり更にその要件を緩和します。

【平成25年4月1日以降公表分から適用】

#### (1) 常駐義務緩和措置の内容

高松市が特に認める場合に限り、工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務を緩和する措置で、次の「ア」および「イ」のいずれにも該当する受注者は、「ウ」および「エ」のいずれにも該当する工事について、届出書を発注者に提出し、契約期間中、現場代理人を兼務させることを認めることとするものです。（工事請負契約約款第10条第3項の規定による。）

ア 市内企業であること。

イ 過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。

ウ 市発注工事で工事場所が市内（離島を除く。）であること。

エ 設計金額500万円未満の全業種に係る工事

#### (2) 対象工事件数 2件

#### (3) 常駐義務緩和を受けるための手続について

ア 契約締結時または契約締結後に、「現場代理人兼務届出書」に所定の事項を記入の上、工事担当課に提出してください。（既に現場代理人として配置している工事の担当課が異なる場合には、当該工事の担当課にもあわせて当該届出書を提出してください。）

イ 兼務を要しなくなった場合には、速やかに「現場代理人の兼務解除届出書」を該当するそれぞれ工事担当課へ提出してください。

#### (4) 留意事項

ア 工事を兼務する現場代理人は、工事現場の安全管理を徹底し、常に発注者と連絡が取れる体制を確保し、工事施工計画書にその内容を明記してください。

イ 兼務している工事が設計変更（増額変更）により500万円以上となった場合であっても、引き続き兼務することができます。

ウ 現場代理人は、駐在する現場に偏りがないう配慮しつつ、兼務する現場のいずれかに必ず駐在し、兼務する現場の管理運営に努めてください。

エ 安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに兼務を解除し、新たに現場代理人を配置するよう求めることがあります。

## 2 公募型指名競争入札案件への『重複落札禁止』の適用について【試行導入】

同日公表・同日開札の公募型指名競争入札の案件において、新たに次のとおり『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を行います。

【平成25年4月1日以降公表分から適用】

### (1) 基本的な考え方

近年、発注件数が、総じて減少傾向にあることを踏まえ、「受注機会の均等」を更に図る観点から、一般競争入札案件（予定価格 1,500 万円以上）と同様に、公募型指名競争入札案件についても、同日公表・同日開札の同業種案件に『重複落札禁止（重複応募は可）』の受注制限を行います。

### (2) 適用業種

『とび・土工・コンクリート工事』, 『ほ装工事』, 『塗装工事』, 『造園工事』

※ただし、上記業種であっても、発注時点における応札見込（可能）業者の手持ち工事件数の状況等を踏まえ、適切な競争性が確保できないと認められる場合は、『重複落札禁止』の受注制限は行わないものとします。